

アドビデベロッパー利用条件

最終更新日：2023 年 8 月 22 日

1. アドビとの契約

1.1 本アドビデベロッパー利用条件（以下「**本条件**」という）は、お客様（以下「**お客様**」という）と、第 1.2 条で定めるアドビ法人（以下「**アドビ**」または「**当社**」）との間の法的合意であり、(A) <https://developer.adobe.com> にあるアドビデベロッパーサイト（<https://developer.adobe.com/console/home> にある Adobe Developer Console を含む）、(B) <https://exchange.adobe.com> にある Adobe Exchange サイトおよびプロデューサーポータル、(C) Adobe Express Add-on Marketplace のデベロッパーモード、および (D) アドビがお客様に提供する（第 2 条で定義する）デベロッパーツールについての、お客様による使用に適用されます。この本条件は、本条件の従前のすべてのバージョン（以前のバージョンのデベロッパー利用条件、Adobe Exchange 契約、アドビデベロッパー追加条件を含む）を完全に置き換えるものです。

1.2 **お客様が北米（米国、カナダ、メキシコ、米国海外領土、世界各国の米国軍事基地を含む）にお住まいの場合、お客様の契約関係は米国デラウェア州法人である Adobe Inc. との間に成立し、本条件は、米国連邦法による専占がない限り、抵触法の原則にかかわらず米国カリフォルニア州の法律に準拠します。お客様が北米以外の地域にお住まいの場合、お客様の契約関係は Adobe Systems Software Ireland Limited との間に成立し、本条件はアイルランドの法律に準拠します。お客様がオーストラリアにお住まいの場合、Adobe Systems Software Ireland Limited が Adobe Systems Pty Ltd.の委任代理人を務め、Adobe Systems Pty Ltd.の代理人としての資格でこの契約を締結します。お客様は居住地の現地法令に基づき、この契約に定める以外の権利を有する場合があります。当該権利の制限が法律で禁じられている場合、アドビがその制限を試みることはありません。**

1.3 お客様が管理者（第 2 条に定義）である場合、またはそれ以外の方法で法人（第 2 条に定義）の代理としてデベロッパーツールを使用する場合、「お客様」という用語は、（個人としての立場の）お客様と当該法人の両方を意味し、（個人としての立場の）お客様は、当該法人を本条件に拘束するために必要なすべての権限を持つことを表明および保証するものとします。

1.4 一部のアドビ製品（アドビサービスまたはアドビソフトウェアを含む）の使用には、本条件のほかにも、お客様とアドビとの間の個別の契約が適用されます。

1.5 アドビプライバシーポリシー（https://www.adobe.com/go/privacy_jp）では、アドビサービスおよびアドビソフトウェアのプライバシー慣行について説明しています。

2. 定義

- 2.1 「**管理者**」とは、Admin Console もしくはデベロッパーコンソール、またはその両方を使用して、法人内のビジネスユーザー向けのアドバイサーサービスおよびアドビソフトウェアを管理する管理者を意味します。
- 2.2 「**Admin Console**」とは、管理者がその法人のアドバイサーサービスおよびアドビソフトウェアを管理できるプログラム管理ユーザーインターフェイスを意味します。
- 2.3 「**Adobe Exchange**」とは、<https://exchange.adobe.com>（または後継 URL）にあるアプリケーション Marketplace およびプロデューサーポータルを意味します。
- 2.4 「**Adobe Express**」とは、<https://www.adobe.com/jp/express/>（および、<https://new.express.adobe.com>を含む、関連するすべてのサブドメイン）にあるオンラインおよびモバイルのデザインアプリケーションを意味します。
- 2.5 「**Adobe Express Add-on Marketplace**」とは、Adobe Express で利用可能な拡張性プラットフォーム（これによりデベロッパーはデベロッパーソフトウェアを作成してエンドユーザーに配布したり、社内で使用したりできます）を意味します。
- 2.6 「**Adobe ID**」とは、お客様がデベロッパーアカウントの作成や、デベロッパーツールへのログインおよびアクセスに使用する、一意のユーザー名、パスワード、プロフィール情報を意味します。
- 2.7 「**アドバイサーサービス**」とは、アドビの web サイト、web ベースのアプリケーションと製品、カスタマーサポート、ディスカッションフォーラム、その他のインタラクティブなエリアやサービス、および Creative Cloud やデベロッパーツールなどのサービスを意味します。
- 2.8 「**アドビログイン UI**」とは、アドバイサーサービスへのログインを促すまたは開始するための視覚プロンプトとしてアドビが提供し、ユーザーインターフェイスに表示されるわかりやすいボタングラフィックと独立したログイン画面のインターフェイステンプレートを意味します。
- 2.9 「**アドビソフトウェア**」とは、アドバイサーサービスの一部としてアドビが含めるソフトウェアのほか、アプリケーション（モバイルアプリケーションを含む）、デベロッパーツール、サンプルファイルとコンテンツファイル、スクリプト、インストラクションセット、関連ドキュメントを意味します。
- 2.10 「**Adobe Stock 作品**」とは、stock.adobe.com（または後継 URL）にある Adobe Stock サービスを通じてライセンスを取得できる、またはその他の形で Adobe Stock アセットとして特定される写真、イラスト、画像、ベクター、ビデオ、3D アセット、テンプレートアセット、およびその他の画像作品またはグラフィック作品を意味します。

- 2.11 「**アドビ商標**」とは、アドビログイン UI、バッジ、機能アイコンのほか、ブランディングガイドラインに記載されているアドビ商標、名称、ロゴ、アイコンや、お客様の承認済みデベロッパーソフトウェアの可用性を高める目的でアドビがお客様に明示的に提供するその他の商標を意味します。
- 2.12 「**API**」とは、アプリケーションプログラミングインターフェイスを意味します。
- 2.13 「**API キー**」とは、お客様のデベロッパーソフトウェアに割り当てられ、お客様の Adobe ID にリンクされている API アクセス認証情報であって、アドビがお客様の API アクティビティとデベロッパーソフトウェアとの関連付け、検証、認証に使用するものを意味します。
- 2.14 「**バッジ**」とは、ブランディングガイドラインで「バッジ」として特定されている商標（ロゴを含む）、アイコン、テキストを意味します。
- 2.15 「**ブランディングガイドライン**」とは、お客様によるアドビ商標の使用に関連してアドビが公開している（またはお客様に提供する）指示やガイドラインを意味します。これには、https://www.adobe.com/go/trademarks_jp（または後継 URL）に掲載されているガイドラインが含まれます。
- 2.16 「**法人**」とは、企業またはその他の営利団体、政府機関、非営利団体、または教育機関を含むがこれらに限定されない組織または団体を意味します。
- 2.17 「**ビジネスユーザー**」とは、アドビの法人向けプラン（Creative Cloud グループ版、Creative Cloud エンタープライズ版、Document Cloud など）のいずれかにおいて、法人からアドビソフトウェアおよびアドビサービスを使用、アクセス、消費する権限を付与されたお客様を意味します。
- 2.18 「**機密情報**」とは、書面、口頭、図形、または電子的形式のいずれであるかを問わず、以下の情報を指します。（A）アドビが開示のときに「機密」と表示するか、口頭で機密と指定したあらゆる情報、（B）プレリリース版デベロッパーツール（機密と表示されているかどうかを問わず、プレリリース版デベロッパーツールの存在、機能、営業秘密、ソースコード、およびその他の関連情報が含む）、（C）アドビのバグデータベース、（D）潜在的な機能や製品の変更に関する議論、（E）フィードバックや、フィードバックから生じた意見、（F）アドビが組織するカスタマーアドバイザリーボードに起因する意見、（G）お客様がアクセス権を付与された時点で公開のドキュメントに記載されていない API、および（H）上記の二次的著作物。次の情報は、いずれも「機密情報」には含まれません。（1）開示の時点で公知の情報（または開示後にお客様自身の過失によらずに公知になった情報）、（2）当社が開示する前に、お客様が機密保持義務を負わずに知っていた情報、（3）当社以外の情報源からお客様が機密保持義務を負わずに取得した情報、（4）デベロッパーソフトウェアを公開するために必要な情報（デベロッパーソフトウェア自体を含む）、（5）お客様が機密情報を使用せずに独自に開発した情報。

2.19 「コンテンツファイル」とは、アドバイザーサービスおよびアドビソフトウェアの一部として提供されるアドビの Asset を意味します。

2.20 「Developer Console」とは、<https://developer.adobe.com/console/home>（または後継 URL）にあるコンソールを意味します

2.21 「デベロッパーモード」とは、デベロッパーソフトウェアを作成、テスト、導入、公開するために Adobe Express で利用可能なデベロッパーツールにデベロッパーがアクセスできる設定を意味します。

2.22 「デベロッパーソフトウェア」とは、お客様が開発したソフトウェアアプリケーション、プログラム、アドオン、拡張機能、プラグイン、その他の技術であって、アドビソフトウェアまたはアドバイザーサービスへのアクセス、それとの連携、機能、相互運用、それへの機能追加を目的として開発したものを意味します。

2.23 「デベロッパーツール」とは、他のアドビソフトウェアおよびアドバイザーサービスへのアクセス、それとの相互運用、それへの機能追加を目的としてアドビがお客様に提供するアドビソフトウェアまたはアドバイザーサービスを意味します。デベロッパーツールには、例えば次のものが含まれますが、これらに限定されません。(A) ソフトウェア開発キット（以下「SDK」という）のファイル、ツール、プログラムや、ユーティリティ、(B) プラグインまたはその他の API、(C) API キー、(D) ヘッダーまたは Java Archive (JAR) ファイル、(E) サンプルの画像、サウンド、または類似の Asset、(F) サンプルコード、(G) 関連文書、技術仕様書、注意書きや、説明資料、(H) アドビからお客様に提供したその他の開発アイテムおよび関連の資料、(I) 上記の項目の修正、アップデート、アップグレード、またはコピー。「デベロッパーツール」には、特に明記されていない限り、「プレリリース版デベロッパーツール」も含まれます。

2.24 「デベロッパー使用状況データ」とは、デベロッパーツール、アドバイザーサービス、アドビソフトウェア、<https://developer.adobe.com>（Developer Console を含む）および <https://exchange.adobe.com>（Adobe Exchange）にある Adobe デベロッパーサイトについてのお客様による使用に関連する（またはそれらの使用から生じる）すべての使用状況データを意味します。

2.25 「エンドユース」とは、4.1 条 (B) に定める意味を持ちます。

2.26 「エンドユーザー」とは、デベロッパーソフトウェアを購入または使用する顧客を意味します。

2.27 「機能アイコン」とは、アドビソフトウェアまたはアドバイザーサービスの特定の個別の機能、コンポーネント、または処理機能を一意に特定するために、アドビが提供し、ユーザーインターフェイスに表示されるグラフィックアイコンです。

2.28 「フィードバック」とは、お客様によるプレリリース版デベロッパーツールおよびデベロッパーツールへのアクセス、使用、および評価に関連して、お客様から当社に提供されたアイデア、バグまたはクラッシュの報告、意見、提案、およびその他の情報または資料、ならびに関連するすべての知的財産権を意味します。

2.29 「知的財産権」とは、著作権、著作者人格権、商標、トレードドレス、特許、企業秘密、不正競争、プライバシー権、肖像権、その他の財産権を意味します。

2.30 「決済処理機関」とは、第 7.3 条に定める意味を持ちます。

2.31 「プレリリース版デベロッパーツール」とは、デベロッパーツールのプレリリース版を意味します。

2.32 「制限対象国」とは、第 6.17 条に定める意味を持ちます。

2.33 「サンプルコード」とは、お客様が本条件に従ってデベロッパーソフトウェアに組み込むことを目的として当社が提供するオブジェクトコードまたはソースコード（サンプルファイルを除く）を意味します。

2.34 「サンプルファイル」とは、チュートリアル、デモンストレーション、その他のテストの目的でアドビが提供するオーディオ、ビジュアル、ビデオ、その他のコンテンツファイルで、サンプル用のファイルとして識別されるものを意味します。

2.35 「申請ガイドライン」とは、Adobe Exchange については <https://developer.adobe.com/developer-distribution/creative-cloud/docs/guides/submission/overview>（または後継 URL）にある、および、Adobe Express Add-on Marketplace については <https://developer.adobe.com/express-add-ons/docs/guides/distribute>（または後継 URL）にある該当する Marketplace の現行の承認ガイドラインと標準ポリシーを意味します。

2.36 「テスト期間」とは、プレリリース版デベロッパーツールがお客様に提供されてから、プレリリース版デベロッパーツールの最初の商用リリースの日付、またはアドビがお客様に通知した日付のいずれか早い方までの期間を意味します。

3. デベロッパーの認証情報

3.1 **アカウント** アドビにより明示的に許可される場合を除き、お客様はデベロッパーツールを取得して使用し、デベロッパーソフトウェアを作成するために、Adobe ID およびオンラインデベロッパーアカウントプロフィールを作成する必要があります。お客様は、現在の連絡先情報を含め、アカウントプロフィールを最新のアカウント情報に基づいて常に最新の状態に保つ必要があります。お客様は、お客様のアカウントを介して行われるすべてのアクティビティについて、そのアクティビティが自身による

ものではない場合や、お客様が関知せず、または同意していない場合でも責任を負います。お客様のアカウントが不正使用されていることに気付いた場合は、直ちにアドビカスタマーサポートに通知してください。お客様は、(A) 意図的であるか否かを問わず、お客様のアカウント情報を共有してはならず（許可されたアカウント管理者との共有を除く）、(B) 他人のアカウントを使用してはなりません。アカウント管理者は、お客様のアカウント情報を使用して、お客様のデベロッパーツールの使用状況およびアクセスを管理することができます。お客様は、当社が要求する手段、または関連のドキュメントに記載されている手段を使用してデベロッパーツールにアクセスするものとします。お客様は API を使用する場合、自分自身の ID や API クライアントの ID を偽ったり、隠したりしてはなりません。

3.2 API キー API に API キーが必要な場合は、デベロッパーソフトウェアごとに個別の API キーを取得する必要があります。当社がお客様のデベロッパーソフトウェアの配布を承認するまで、お客様は API キーをデベロッパーソフトウェアの開発およびテストにのみ使用でき、エンドユーザーに提供されたデベロッパーソフトウェアに関して使用することはできません。

3.3 デベロッパー使用状況データ お客様は、当社がセキュリティの維持、パフォーマンスの監視、サービス品質の向上のために、お客様の Adobe ID およびオンラインデベロッパーアカウントプロフィールに関連するデベロッパー使用状況データを収集することに同意するものとします。さらに、お客様は、当社が、当社の調査研究、製品開発および製品改良の目的で、個人情報を含むデベロッパー使用状況データを監視および収集することに同意するものとします。お客様は、当社がお客様の個人情報を国境を越えて移転し、当社または当社の代理人が営業所を有するいずれかの国で当該情報を保存および処理することに同意するものとします。お客様は、ご自身の使用状況が追跡されることを希望しない場合、デベロッパーツール、<https://developer.adobe.com>（<https://developer.adobe.com/console/home> にある Developer Console を含む）と <https://exchange.adobe.com/>（Adobe Exchange）にあるアドビデベロッパーサイトを使用しないでください。

4. ライセンス

4.1 お客様へのライセンス

(A) アドビは、以下の事項を行うための限定的、非独占的、サブライセンス不可、譲渡不可、取り消し可能なライセンスをお客様に付与するものとします。(1) デベロッパーソフトウェアの開発およびテストの目的でデベロッパーツールを使用、複製すること、(2) 第 5 条（デベロッパーソフトウェアの配布）に定める承認権に従って承認されたデベロッパーソフトウェア内または当該ソフトウェアと共に、デベロッパーツール（またはその一部）をオブジェクトコード形式でのみ配布すること。上記のライセンス付与は、プレリリース版デベロッパーツールには適用されません。プレリリース版デベロッパーツール

の使用に適用される条件については、第 9 条（プレスリリース版デベロッパーツール）を参照してください。

(B) ドキュメンテーションや特定のライセンス（追加条件を含むがこれに限定されない）に別途記載がない限り、アドビは、お客様がコンテンツファイルまたはその二次的著作物を組み込んで、ご自身で使用する最終使用製品（お客様が作成する派生的アプリケーションまたは派生的製品。以下「エンドユース」といいます）を作成する目的でコンテンツファイルを使用する、限定的、非独占的、サブライセンス不可、譲渡不可、取り消し可能のライセンスをお客様に付与するものとします。お客様は、エンドユースにそれらを組み込む前に本コンテンツファイルを修正することができます。お客様はエンドユースに関連する場合に限り、本コンテンツファイルを複製し、配布することができますが、エンドユース外の独立した形態でコンテンツファイルを配布することはできません。

4.2 アドビに対するライセンス付与 お客様は、デベロッパーソフトウェアを当社に申請する選択を行った場合、以下の行為を行うための世界的、非独占的、ロイヤリティフリー、全額払い込み済みのライセンスを当社に付与するものとします。(A) 配布の承認を得るためのデベロッパーソフトウェアのテスト、複製、またはその他の使用、(B) Adobe Exchange（または当社が承認したその他のチャンネル）を通じた、デベロッパーソフトウェアの公開、変更、サブライセンス、およびエンドユーザーへの配布。

4.3 所有権 デベロッパーツールおよび Adobe Stock 作品は、当社および当社のサプライヤーの知的財産であり、米国法（米国の著作権、商標、企業秘密、特許法を含む）、国際条約の規定、およびそれらが使用されている国の適用法で保護されています。アドビおよびアドビのサプライヤーは、原本またはその他のコピーが存在する形式または媒体に関係なく、これらの項目、それらが記録された媒体、および後続のすべてのコピーの権原および所有権を有します。本条件のもとで明示的に付与されない権利については、すべてアドビが留保します。お客様は、デベロッパーツールの全部または一部のコピーのすべてにおいて、アドビの著作権表示その他の所有権表示または免責事項についてその全文を保持し、複製することに同意するものとします。

4.4 変更 当社は、お客様を含め誰にも通知を行わず、また一切責任を負うことなく、いつでもデベロッパーツールを修正、更新または中止することができます。お客様はデベロッパーツールへのアクセスまたは使用を継続することにより、当該更新または修正に同意したものとみなされます。デベロッパーツールの更新または変更がリリースされた後すみやかに、お客様は、お客様単独の費用負担で当該デベロッパーツールの最新バージョンを実装する責任を負うものとします。

4.5 サードパーティ条件 デベロッパーツールには、無料のソフトウェアやオープンソースソフトウェアなどのサードパーティソフトウェアが含まれている場合があります、別個の使用許諾契約書、ReadMe ファイル、License ファイル、または http://www.adobe.com/go/thirdparty_jp に掲載されている「Third Party

Software Notices and/or Additional Terms and Conditions」(以下、総称して「**サードパーティライセンス条件**」という)に記載されている追加の利用条件が適用される場合があります。サードパーティライセンス条件は、通知を変更することなくエンドユーザーに表示すること(パススルー)を要求する場合があります。本条件との間に矛盾がある場合には、サードパーティライセンス条件が優先します。

4.6 サンプルファイル サンプルファイルは、提供された目的以外の目的では使用できません。お客様は、サンプルファイルを第三者が独立したファイルとして使用、ダウンロード、抽出、またはアクセスできるような方法で配布することはできず、サンプルファイルについて権利を主張することはできません。

5. デベロッパーソフトウェアの配布

5.1 アドビによる承認 当社は、当社未承認のデベロッパーソフトウェアの配布(またはデベロッパーソフトウェアによるアドビソフトウェアおよびアドビサービスへのアクセス)を制限することができます。承認プロセスの一環として、アドビは、デベロッパーソフトウェアについて、(A)本条件の準拠や(B)該当する申請ガイドラインの準拠に関して、(C)アドビまたはアドビユーザーに影響を与える可能性のあるセキュリティ、プライバシー、パフォーマンスの低下に関する問題を特定するために、レビューする場合があります。当社はまた、デベロッパーソフトウェアの変更(バグ修正、アップデート、アップグレード、新リリースを含む)について、再承認を義務付けることもできます。当社は、本条件の不遵守を含め、理由の如何にかかわらず、いつでもデベロッパーソフトウェアの承認を取り消すことができます。当社がデベロッパーソフトウェアの承認を取り消した場合、お客様は取り消しの通知を受けてから10日以内にデベロッパーソフトウェアの配布を中止し、当該デベロッパーソフトウェアを用いたアドビソフトウェアまたはアドビサービスへのアクセスを停止する必要があります。

5.2 配布チャンネル 当社は、承認されたデベロッパーソフトウェアについて、Adobe Exchange、Adobe Express Add-on Marketplace、または当社が承認したその他のチャンネルを通じてのみ配布するようお客様に求めることがあります。

6. 要件および制限

6.1 改変またはリバースエンジニアリングの禁止 本条件で明示的に許可されている場合を除き、お客様は、(A)デベロッパーツールの一部について変更、他のシステムへ移植、翻案、翻訳を行うことができず、また(B)アドビソフトウェアおよびアドビサービス(デベロッパーツールを含む)のうちソースコード形式でお客様に提供されていない部分について、デベロッパーツール内での、データ表現、基本アルゴリズム、プロセス、手法、ソースコードの、リバースエンジニアリング(システムを再作成するためのシステムやアプリケーションを介して流れる入出力のモニタリング/トラッキングアクセスを含

みますが、これに限定されません）、逆コンパイル、逆アセンブル、またはその他の方法での解読を試みることができません。お客様の法域の法律が、デベロッパーツールのライセンス付与された部分と他のソフトウェアとの相互運用に必要な情報を得るためにデベロッパーツールを逆コンパイルする権利をお客様に与えている場合、お客様は、まず当社に当該情報を要求する必要があります。当社は、デベロッパーツールのソースコードにおける当社およびそのサプライヤーの権利を保護し、当社の義務を満たすため、お客様によるソースコードの当該使用に対し、合理的な条件（合理的な料金を含む）を課すことができます。

6.2 妨害の禁止 当社が明示的に許可している場合を除き、お客様による以下の行為は禁止されています。(A) アドビサービスまたはアドビソフトウェアの「説明」や「情報」の画面またはページを削除すること、またはその他の方法で不明瞭にすること、(B) アドビサービスまたはアドビソフトウェアの機能や外観について劣化させる、悪影響を与える、またはその他の形で妨害するデベロッパーソフトウェアを作成すること。また、お客様は、デベロッパーツールを使用して、アドビサービスまたはアドビソフトウェアのデフォルト言語への干渉や変更を可能にするデベロッパーソフトウェアを作成することはできません。

6.3 バンドル解除の禁止 デベロッパーツールでは、(A) 様々なアプリケーション、ユーティリティ、コンポーネントの搭載、(B) 複数のプラットフォームや言語のサポート、または (C) 複数のメディアやコピーの形式でのお客様への提供ができます。お客様は、配布、転送、または再販のために、デベロッパーツールの構成要素またはそれに対するお客様の権利をバンドル解除または再パッケージ化することはできません。

6.4 マルウェア お客様は、故意、意図的、または過失により、悪意のあるまたは有害なコード、ウイルス、トロイの木馬、ワーム、時限爆弾、キャンセルボット、またはその他のマルウェアをデベロッパーソフトウェアに組み込むことはできません。

6.5 貿易管理 デベロッパーソフトウェアの使用は、米国の輸出規制の対象となります。お客様は、デベロッパーソフトウェアの使用に適用される米国などの輸入、輸出、再輸出の規制（米国輸出管理規制を含む）をすべて遵守するものとします。さらに、お客様は、米国、欧州連合、または英国が発行する制裁リストに自らが対象になっていないこと、また、その他の制裁の対象になっていないこと、さらに禁輸地域（現在、キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、ウクライナのクリミア地域、いわゆる「ドネツク人民共和国」または「ルハンシク人民共和国」）の国民ではないこと、または禁輸地域に居住していないことを表明、保証します。

6.6 バイラルオープンソースソフトウェア お客様は、デベロッパーツール、その他のアドビサービスやアドビソフトウェアについて次の事項が強制される方法で、デベロッパーツールを、他のソフト

ウェアとの統合、使用、配布、組み合わせを行うことができません。(A) ソースコード形式での開示または配布、(B) 二次的著作物を作成する目的でのライセンス付与、または(C) 無料での再配布(これは通常、GNU General Public License (GPL)、GNU Affero General Public License (AGPL)、GNU Lesser General Public License (LGPL) またはその他のオープンソース ライセンスに基づいてライセンスされたソフトウェアに関連して発生しますが、これらに限定されません)

6.7 利用の制限 別途の契約で別段の合意がない限り、当社は、当社の独自の裁量により、API が受け付ける通話の種類、または API への通話数の制限などにより、お客様によるデベロッパーツールの使用を制限することがあります。お客様は、こうした制限の回避を試みることはできません。かかる制限を超える方法でデベロッパーツールを使用するには、当社から書面による明示的な同意を取得する必要があります。

6.8 サブライセンスの禁止 お客様は、(A) 第三者が使用するためにデベロッパーツールをサブライセンスすること、または(B) デベロッパーツールの権利を第三者に販売、貸与、リース、貸与、またはその他の方法で付与することはできません。

6.9 類似の機能 お客様は、デベロッパーツール(またはアドビからお客様に提供した API) の機能を超える重要な機能が追加されていないデベロッパーソフトウェアを作成することはできません。

6.10 エンドユーザーデータ お客様がデベロッパーソフトウェアを通じて個人情報を収集、使用、または処理する場合、以下の事項を遵守する必要があります。(A) 適用されるすべてのプライバシー法令を遵守すること、(B) エンドユーザーが、Adobe Exchange(または当社が承認した他のチャネル)にあるお客様の掲載内容から(およびデベロッパーソフトウェア内から)簡単にアクセスできるようにプライバシー通知を投稿したうえで、その通知において、お客様が第三者との共有を含め、エンドユーザーの個人情報を収集、使用、および処理する基準を明確かつ正確に説明すること、(C) エンドユーザーのプライバシーを尊重するとともにプライバシー通知の定めを遵守すること、(D) エンドユーザーまたは当社の要求があった場合、またはエンドユーザーがお客様との該当するアカウントを閉じた場合、エンドユーザーのコンテンツその他の情報(トークンを含む)を直ちに削除すること。

6.11 再識別 お客様は、デベロッパーソフトウェアを通じて取得したデータとサードパーティソースからのデータについてリンク、組み合わせ、相互比較を行うことによって自然人の再識別、または個人情報を導き出す試みを行うことはできません。

6.12 アドビの開発活動の阻害禁止 当社は、現在または将来、デベロッパーソフトウェアと類似または競合する設計または機能を備えた技術または製品を開発、取得、ライセンス供与、保守、または配布する場合があります。本条件のいかなる条項もその権利を制限するものではありません。お客様は、あらゆる

るアドビサービスまたはアドビソフトウェアの製造、使用、輸入、ライセンス供与、販売の申し込み、または販売を目的として、当社、当社の子会社もしくは関連会社、または当社もしくは当社の子会社や関連会社の顧客、代理店または契約業者に対して、お客様のデベロッパーソフトウェアを対象としてお客様が所有するいかなる特許も主張しないことに同意するものとします。

6.13 **サポート** お客様のデベロッパーソフトウェアのエンドユーザーにサポートを提供する責任はお客様にあります。

6.14 **法令および利用条件の遵守** お客様は、適用されるすべての法令を遵守する必要があり、また、デベロッパーツールを使用して違法行為を助長または促進したり、第三者の権利を侵害したりしてはなりません。これには、意図したとおりに使用または販売され場合に、法律や規制に違反し、または第三者の権利を侵害するデベロッパーソフトウェアの作成を含みますが、これに限定されません。

6.15 **エンドユーザー使用許諾契約書** お客様のデベロッパーソフトウェアには、独自のエンドユーザー使用許諾契約書を含める必要があります。お客様のエンドユーザー使用許諾契約に、本条件と矛盾する条項を含めることはできません。

6.16 **機械学習と人工知能** お客様は、アドビサービスもしくはアドビソフトウェア（またはアドビサービスもしくはアドビソフトウェアから受信もしくは派生したコンテンツ、データ、出力、その他の情報）を、アーキテクチャ、モデル、重みを含む機械学習アルゴリズムまたは人工知能システムの作成、トレーニング、テスト、その他の改良、または自然人の識別のために設計または意図された技術に直接または間接的に使用してはならず、第三者にも使用させてはなりません。

6.17 **特定地域におけるサービスの制限** 制限対象国での使用がアドビによって明確に許可されていない限り、お客様は制限対象国でデベロッパーツールを使用したり、制限対象国のユーザーに対してデベロッパーソフトウェアを使用可能にしたりすることは許可されていません。「**制限対象国**」とは、中国本土、およびロシアのほか、現地の法律によってアクセスや使用が制限されている（またはそれ以外の形で第 6.5 条（貿易管理）に従って制限されている）その他の国を意味します。

7. 手数料、収益分配および支払処理

7.1 **アドビが請求する料金** 当社は、デベロッパーツールを通じて提供または有効化された機能、コンポーネント、または処理機能の使用に対して、価格を設定し、または料金を請求することができます。

7.2 **アドビが支払う料金** お客様が Adobe Exchange または当社が承認したその他のチャネルを介してデベロッパーソフトウェアを販売し、当社がそれに対して利益分配を提供する場合、当社は本条件の関連条項および当該チャネルの支払いポリシーに従ってお客様に支払うものとします。当社は、当社の支払いポリシーを随時変更することができ、お客様は定期的に最新情報を確認する責任を負うものとしま

す。デベロッパーソフトウェアの提出を継続すること、またはデベロッパーソフトウェアを削除しないことにより、お客様は変更された支払いポリシーに同意したものとみなされます。お客様は、デベロッパーソフトウェアを無料ソフトウェア、体験版ソフトウェア、またはテストソフトウェアとして指定することができます、その場合、当社はお客様に支払い責任を負うことなく、またお客様に支払うことなくデベロッパーソフトウェアを配布することができます。本条件に定められている場合を除き、アドビはお客様に対して支払い義務を負いません。

7.3 決済処理機関 アドビまたはお客様は、お客様のデベロッパーソフトウェアの販売に起因するお客様への支払いを円滑に処理するために、サードパーティ決済処理機関（以下、それぞれの機関を「**決済処理機関**」という）を使用することができます。お客様は、そのサービスを利用するために決済処理機関から、追加情報の提供（または決済処理機関との間で別途契約の締結）を求められることがあります。一部の 경우에는、アドビが特定の決済処理機関の使用を求めることがあります。アドビが書面によって別段承認した場合を除き、お客様は、決済処理機関を使用した支払い処理を、該当するアドビソフトウェアやアドビサービスの外部で行われなければならないことに同意するものとします。お客様は、決済処理機関が原因となった支払の遅延、誤りなどについてアドビが責任を負わないことを了承し、これに同意するものとします。お客様はまた、料金の処理または支払いに関連する紛争を直接、当該決済処理機関との間で解決することに同意するものとします。さらに当社は、お客様によるデベロッパーツールの利用を可能にするため、必要に応じて、お客様に関する情報を決済処理機関やその他のサードパーティサービスプロバイダーと共有することがあります。アドビは、サードパーティによる行動にアクセスできず、それをコントロールすることができません。また、サードパーティ web サイトの情報利用基準には、アドビプライバシーポリシー、本条件や、お客様とアドビとの間で適用される他の条件は適用されません。

7.4 税金および第三者料金 お客様は、Adobe Exchange または当社が承認したその他のチャネルを通じて、お客様のデベロッパーソフトウェアをライセンス販売することにより発生する適用税額および第三者料金（電話料金、携帯電話料金、ISP 料金、データプラン料金、クレジットカード料金、または外国為替手数料など）を支払う必要があり、当社はその支払いについて責任を負いません。当社に料金が請求された場合、当社はお客様からそれらの料金を回収するための措置を講じる場合があります。お客様は、当社が負担したすべての関連する回収コストおよび費用について責任を負うものとします。

8. 商標

8.1 アドビ商標ライセンス

(A) 当社は、お客様の承認済みデベロッパーソフトウェアについて、アドビサービスやアドビソフトウェアと接続、相互運用性や、互換性を持つこと、または Adobe Exchange（または当社が承認した他の

チャンネル)を通じて利用できることを示すためにのみ、お客様のデベロッパーソフトウェア、web サイト、印刷物や電子通信物においてアドビ商標を使用する、限定的、非独占的、譲渡不可、取消可能のライセンスをお客様に付与するものとします。ただし、これは、お客様によるアドビ商標の使用が本条件、ブランディングガイドライン、その他当社が提供するその他の該当するガイドラインまたは制限事項に準拠している場合に限りです。アドビは当該ガイドラインをいつでも改正または更新することができ、お客様は常にその時点で現行の当社ブランディングガイドラインを遵守する必要があります。

(B) 本条件は、アドビ商標以外の商標を使用する権利をお客様に付与するものではなく、本条件に明示されている以外のアドビ商標に関するいかなる権利、所有権、または利益もお客様に付与するものではありません。お客様は、アドビ商標に対するアドビの所有権を了承し、アドビ商標に関連する営業権の価値を認識し、当該営業権がアドビの利益のためにのみ効力を生じ、かつアドビに帰属することを了承するものとします。お客様は、当社、アドビサービスまたはアドビソフトウェアに対する誹謗中傷、アドビ商標に関する営業権への損害もしくは干渉、当社の知的財産権の侵害、またはデベロッパーソフトウェアに関して虚偽または誤解を招くような方法によるアドビ商標の使用を行わないことに同意するものとします。

8.2 アドビ商標に関する制限事項

(A) お客様は、(1) 本条件の準拠、(2) アドビが設定するあらゆる品質基準の準拠、(3) デベロッパーソフトウェアが作成または使用される法域のすべての適用法令の準拠を満たすデベロッパーソフトウェアとの関連においてのみアドビ商標を使用することに同意するものとします。お客様は、要求に応じて、アドビ商標を使用しているすべての場所当社に通知するとともに、そのような使用の代表例を当社に提供し、アドビ商標の品質および形態の監視および維持に協力して従う必要があります。上記の商標ライセンス許諾の意図に反していると当社が独自の裁量で判断した場合、お客様は通知があった時点で、アドビ商標の使用を中止するものとします。お客様は、当社の要請に応じてアドビ商標の使用を削除または修正することに関連する費用について、単独で責任を負うものとします。

(B) お客様は、バッジをお客様のデベロッパーソフトウェアのマーケティングと宣伝にのみ使用することができます。お客様のデベロッパーソフトウェアのユーザーインターフェイスでバッジを使用することはできません。

(C) お客様は必要に応じてアドビサインインボタンおよびサインインテンプレートを、アドビサービスのログインを特定、開始、または簡略化する目的でのみ、お客様のデベロッパーソフトウェアの UI で使用することができます。デベロッパーソフトウェアで個別のアドビサービスまたはアドビソフトウェアの機能、コンポーネント、または処理機能を特定して示す場合は、デベロッパーソフトウェアのユーザーインターフェイスで機能アイコンを使用する必要があります。お客様は、本条件、ブランディング

ガイドライン、当社が提供するその他の該当のガイドラインまたは制限事項に定められている方法以外の方法で、アドビログイン UI または機能アイコンを使用して、お客様のデベロッパーソフトウェアのマーケティングや宣伝を行うことはできません。

(D) ブランディングガイドラインに規定するように、お客様は、デベロッパーソフトウェアの名前または製品アイコンに、アドビ商標、アドビのコピーやロゴマーク、アドビ製品名、または類似の名前やデザインの全部や一部、または省略形を使用することはできません。また上記のいずれかを含む、または混同するほど類似した web サイトのドメイン名または商標を登録し、または登録を出願することはできません。

8.3 デベロッパーの商標 お客様は、アドビサービス、アドビソフトウェア、お客様のデベロッパーソフトウェアの広告や宣伝（Adobe Exchange または当社が承認するその他のチャネルでのお客様のデベロッパーソフトウェアの記載を含む）を目的として、お客様の名前、商標、サービスマーク、商号、ロゴ、その他のマークや説明資料を複製および使用する非独占的、サブライセンス不可、ロイヤリティフリー、世界的なライセンスを当社に付与するものとします。

9. プレリリース版デベロッパーツール

9.1 評価版ライセンス プレリリース版デベロッパーツールが利用可能になった場合、当社はお客様に対し、プレリリース版デベロッパーツールの評価および当社へのフィードバックの提供を目的として、テスト期間中プレリリース版デベロッパーツールを使用する限定的、非独占的、譲渡不能、ロイヤリティフリーのライセンスを許諾します。

9.2 プレリリース版デベロッパーツールの追加要件と制限

(A) **情報公開の禁止** プレリリース版デベロッパーツールは、公開の場で使用することはできません。これには、プレリリース版デベロッパーツールの配布、公開の展示や表示、または公開の場での言及を含みますが、これに限定されません。アドビによって明示的に許可されていない限り、プレリリース版デベロッパーツールのユーザーインターフェイスのスクリーンショットを共有できず、プレリリース版デベロッパーツールの名称に言及できません。

(B) **フォントに関する特別の制限** プレリリース版デベロッパーツール内に、https://www.adobe.com/go/restricted_fonts_jp（または後継 URL）に記載されているフォントのいずれかが含まれている場合、お客様は、プレリリース版デベロッパーツールに関連してのみ、そのフォントを使用することができます。お客様は、プレリリース版ソフトウェア以外のソフトウェアアプリケーション、プログラム、またはファイル内で、またはプレリリース版デベロッパーツール以外のソフトウェアアプリケーション、プログラム、またはファイルを使用して、リストされたフォントをコピー、移動、アク

ティベート、もしくは使用（またはフォント管理ツールがコピー、移動、アクティベート、または使用することを許可）してはなりません。

9.3 **フィードバック** お客様は、テスト期間中に当社にフィードバックを提供することに同意するものとします。お客様は、当社に対してフィードバックを一般的に提供することができます。お客様は、フィードバックについて、その製造、使用、販売、製造委託、販売オファー、読み込み、複製、公開展示、配布、変更、公開実行、公開表示、サブライセンス、二次的著作物の作成を行う、全世界的、永続的、取り消し不可、サブライセンス可能、譲渡可能、ロイヤリティフリー、全額払い込み済みのライセンスを当社に付与するものとします。お客様は、フィードバックをアドビに提供するために必要なすべての権利を有することを表明および保証するものとします。アドビは、お客様から提供されたフィードバックを採用、使用、またはその他の方法で製品やサービスに反映する義務を負いません。

10. 機密情報

10.1 **機密保持** お客様は、機密情報を厳重に保管すること、他の当事者に開示しないことに同意するものとします。ただし、お客様の従業員および権限のある代表者であって、特定の機密情報を知る必要があり、かつ、当該機密情報にアクセスする前に少なくとも本条件の機密保持条項と同等の厳格な機密保持義務に拘束されている者については、例外として当該機密情報を開示することができます。お客様の代表者のいずれかがこの機密保持条項に違反した場合、お客様がこの責任を負うものとします。本条件で明示的に許可されている場合を除き、お客様は当社からの事前の書面同意なしに、機密情報として提供または開示されているソフトウェアプログラムを変更、他の作品を作成、リバースエンジニアリング、または逆アセンブルすることはできません。お客様は、自らの機密情報の取り扱いと同程度の注意をもって機密情報を取り扱い、いかなる場合にも少なくとも合理的な注意義務を払うものとします。お客様は、法律で義務付けられている場合を除き、要求があれば速やかにすべての有形の機密情報の使用を停止し、その複製物とともに返却または破棄するものとします。お客様は、(A) 当社からの署名入り書面によって承認された場合、または (B) 裁判所その他の政府機関の有効な命令に対応するために必要な場合、法律で要求される場合、もしくはいずれか一方の当事者の権利を確立するために必要な場合に、機密情報を開示することができますが、開示命令を受領したときに速やかに当社に通知するとともに、影響を受ける機密情報を機密として取り扱うことを要求する必要があります。本条と、お客様が当社に対して既に有している既存の機密保持義務または秘密保持義務との間に矛盾がある場合は、既存の義務が優先されます。

10.2 **プレリリース版デベロッパーツール** 別段の合意がある場合を除き、お客様がプレリリース版デベロッパーツールの機密を保護する義務は、当該プレリリース版デベロッパーツールの最初の一般商用リリースをもって終了するものとします。ただし、上記の定めにかかわらず、プレリリース版のログイ

ン ID、パスワード、および API キーは、お客様のみが使用することが意図されており、他のユーザーと共有することはできません。

11. お客様による保証および補償義務

11.1 **お客様による保証** お客様は、デベロッパーソフトウェアを使用することにより、(A) お客様がデベロッパーソフトウェアに表示または組み込まれているすべてのコンテンツを使用するために必要なすべてのライセンス、権利、および権限を有すること、および (B) デベロッパーソフトウェアが当社または第三者の知的財産権を侵害していないことを表明および保証したとみなされます。

11.2 **補償** お客様は、以下に起因または関連する、あらゆる請求、要求、損失または損害（合理的な弁護士費用を含む）について、当社および当社の子会社、関連会社、役員、代理人、従業員、パートナー、ライセンサーを補償します。(A) お客様による本条件の違反（デベロッパーソフトウェアのあらゆる側面に関してお客様が行った表明/保証の違反または違反の申立てを含む）、(B) お客様によるデベロッパーツールの使用、(C) お客様の第三者に対するプライバシー義務について違反の申立てまたは実際の違反、(D) デベロッパーソフトウェアに関連するエンドユーザーの申立て（製造物責任の申立てに基づく主張を含むがこれに限定されない）、(E) お客様とエンドユーザーとの契約または関係に関連する申立て。当社は、お客様による補償の対象となる申立て、訴訟、または問題について、当社が選択した弁護士により防御を管理する権利を有し、お客様は、当該申立て、訴訟、または問題の防御において当社に全面的に協力するものとします。

12. **保証の免責** デベロッパーツールは「現状有姿」で提供され、法律で認められている最大限の範囲で、当社は、明示的か黙示的かを問わず、非侵害性、商品性、特定目的への適合性の黙示的保証を含む、デベロッパーツールに関連するすべての保証を否認します。当社は、デベロッパーツールの性能についていかなる保証も行わず、また以下について一切の保証を否認します。(A) デベロッパーツールがお客様のニーズを満たすこと、または常に利用可能で、中断せず、タイムリーで、安全で、またはエラーがないこと。(B) デベロッパーツールの使用によって効果的な結果が得られ、正確で、または高い信頼性を実現すること。(C) デベロッパーツールの品質がお客様の期待に合致すること。(D) デベロッパーツールのエラーまたは欠陥が修正されること。当社は、デベロッパーツールを使用したことに起因するお客様のいかなる行為についても、一切の責任を負いません。お客様は、自己の裁量とリスクでデベロッパーツールを使用してアクセスするものとし、本サービスまたはデベロッパーツールの使用やアクセスに起因するお客様のコンピューターシステムへの損害やデータの消失については、お客様が単独で責任を負うものとします。当社は、デベロッパーツール（API を含む）を随時更新することがあります。デベロッパーツールの後続バージョンは、以前のバージョンのデベロッパーツールを使用して開発されたデベロッパーソフトウェアと互換性がない可能性があります。

13. **責任の限定** 本条件に記載されていない限り、当社は、原因の如何を問わず、特別損害、付随的損害、間接損害、結果的損害、精神的損害、または懲罰的損害賠償について、お客様に一切の責任を負わないものとします。これには、以下のすべての損失および損害を含みます。(A) 利用不能、データの消失または利益の逸失（予見可能か否かを問わず）に起因する損失および損害、(B) 契約違反または保証違反、過失その他の不法行為を含めた何らかの責任理論に基づく損失および損害、ならびに (C) お客様によるデベロッパーツールの利用もしくはアクセスに起因し、またはこれらに関連して生じるその他の請求に起因する損失および損害。本条件から生じる、または本条件に関連して生じるあらゆる事柄に対するアドビの責任の総額は、(A) 100 米ドルまたは (B) 当該責任の原因となった事項の発生までの 3 か月間にお客様がデベロッパーツールにアクセスするためにアドビに支払った総額、のいずれか大きい金額を上限とします。

14. 終了と削除

14.1 **お客様による終了** お客様は、いつでも、デベロッパーツールの使用や、お客様のデベロッパーソフトウェアを介したアドビサービスまたはアドビソフトウェアへのアクセスを終了することができます。このような終了により、未払いの料金を支払う義務を含め、解約前に存在していた義務が免除されることはありません。

14.2 **アドビによる終了** 当社は、理由を問わず、いつでも本条件に基づくお客様の権利を終了すること、デベロッパーツールの使用を拒否すること、デベロッパーソフトウェアを介したアドビサービスやアドビソフトウェアへのアクセスを拒否すること、割り当てた API キーを取り消すことができます。プレリリース版デベロッパーツールに関する本条件に基づくお客様の権利は、(A) テスト期間の終了または (B) 当社からの書面による通知の、いずれか早い時点で終了します。

14.3 **本条件終了の効果** お客様は、終了時に、以下の各項目を直ちに行う必要があります。(A) デベロッパーソフトウェアの配布停止、(B) デベロッパーツールおよびアドビ商標の使用の停止、(C) デベロッパーソフトウェアを通じたアドビサービス、アドビソフトウェアおよび Adobe Stock 作品へのアクセスの停止、(D) アドビサービスまたはアドビソフトウェアとの互換性の宣伝の停止、(E) プレリリース版デベロッパーツールのバージョンを含む、お客様が所有するすべての機密情報の使用の停止および返却または破棄。

14.4 **存続条項** その性質上、本条件の終了後も存続すべきすべての条項は、かかる終了後も存続するものとします。また、前段の文の一般性を制限することなく、第 1 条（アドビとの契約）、第 2 条（定義）、第 4.3 条（所有権）、第 4.5 条（サードパーティ条件）、第 6 条（要件および制限）、第 11 条（お客様による保証および補償義務）、第 12 条（保証の免責）、第 13 条（責任の限定）、第 14.3 条（本条件終了の

効果)、第15条(一般条項)、および第17.10条(Adobe Stock 作品に対する本条件終了の効果)は、本条件の終了後も有効に存続します。

15. 一般条項

15.1 **代理関係の否認** 本条件のいかなる条項も、お客様とアドビの間に信託、代理、合併事業、従業員/雇用主、提携、または企業合同関係を構築しません。また、お客様とアドビはいずれも、相手方をどのような形でも拘束できません。

15.2 **英語版** 本条件の条項を解釈または理解するにあたっては、本条件の英語版を使用します。

15.3 **譲渡禁止** 本条件または本条件に基づくお客様の権利および義務は、アドビからの書面による同意なく、その一部または全部を譲渡することはできません。アドビは、本条件に基づくアドビの権利を第三者に譲渡することができます。

15.4 **見出し** 本条件で使用される見出しは、便宜のためにのみ提供されており、意味や意図を解釈するために使用されるものではありません。

15.5 **可分性** 本条件のいずれかの条項が、何らかの理由により無効または執行不能と判断された場合でも、本条件の残りの条項は引き続き完全に有効に存続します。

15.6 **権利放棄の否定** 本条件のいずれかの条項をアドビが強制または行使しなくても、かかる条項の権利を放棄するものではありません。

15.7 **救済** 本条件の他のどの条項にもかかわらず、お客様が本条件に違反した場合、当社が回復不能な損害をこうむり、金銭的損害賠償による回復では不十分な場合が考えられます。そこで、利用可能なあらゆるコモンロー上の救済措置の利用に加え、当社は、担保を差し入れることなく本条件に基づく当社の権利を保護するため時宜を得た差止命令による救済を求める権利を持ちます。本条件を行使するために訴訟が行われた場合、勝訴側当事者は、弁護士費用や裁判所の費用などの回収費用を、他に受け取ることができる救済金も加えて、受け取る権利があります。

15.8 **完全合意および優先順位** アドビ一般利用条件 (https://www.adobe.com/go/terms_jp) またはアドビとお客様の企業間契約 (<https://www.adobe.com/jp/legal/terms/enterprise-licensing/overview.html>) から適用される条件を除き、本条件は、本契約の主題に関する当事者間の完全な合意を構成し、書面または口頭であるか否かを問わず、従前または同時期のすべての合意、理解、およびコミュニケーションに優先します。本条件と、お客様がアドビと締結している他の契約との間に不一致や矛盾がある場合は、当該他の契約において明示的な定めがない限り、本条件が優先します。

16. Adobe InDesign SDK および API に関する追加条件

16.1 お客様は、InDesign SDK や API 内のサンプルコードを独自のプラグイン ID でコンパイルすることができます。お客様がサンプルコードの改変版またはマージ版を配布する場合は、サンプルコードに含まれるプラグイン ID をお客様固有のプラグイン ID に置き換える必要があります。一意のプラグイン ID をリクエストする方法は、https://developer.adobe.com/developer-distribution/creative-cloud/docs/guides/plugin_id（または後継 URL）を参照してください。

16.2 World Ready Composer 用 InDesign Server SDK の API は、InDesign Server で機能するように設計されたソフトウェアの内部開発用に作成されたものです。World Ready Composer API を使用して、InDesign や InCopy で機能するソフトウェアの内部開発はサポートしていません。

17. Adobe Stock SDK および API に関する追加条件

17.1 定義

(A) 「**Adobe Stock アフィリエイトパートナー**」とは、当社との個別の書面による契約に基づき、Adobe Stock のプロモーションのためのアフィリエイト、紹介、または類似のパートナープログラムに参加している第三者を意味します。

(B) 「**アセット管理サービス**」とは、Adobe Stock のお客様が直接または第三者サービスを介してデプロイするソリューションであって、ユーザーが Adobe Stock 作品を検索およびライセンス取得できるソリューション、およびライセンスされた Adobe Stock 作品をお客様の内部プラットフォームにシステム的に接続するなど、Adobe Stock 作品に関連するレコードを整理、選択、および維持するためのソリューション（例えば、デジタルアセット管理およびコンテンツ管理システムなど）を意味します。

(C) 「**マーケティングプラットフォーム**」とは、Adobe Stock 作品を web サイトや広告ビルダー、メール、コンテンツマーケティング、ソーシャルメディアなどのコンテンツ作成ツールに統合し、サードパーティの製品やサービスを宣伝または販売するための製品およびサービスを意味します。

(D) 「**オンデマンド印刷**」とは、エンドユーザーが (1) エンドユーザーのマーケティングやプロモーションのためにカスタマイズした印刷物を作成する目的、および (2) 単一のエンドユーザーに販売するためにカスタマイズした有形の商品を作成する目的でのみ、Adobe Stock 作品を使用できるサービスを意味します。

(E) 「**サードパーティソフトウェア統合**」とは、カスタムアプリケーションに Adobe Stock 作品へのアクセスを含めるために Adobe Stock SDK または API を利用するデジタル製品またはサービスを意味します。

17.2 **ログイン、検索、およびライセンスサービス** お客様のデベロッパーソフトウェアがアセット管理サービス、オンデマンド印刷、サードパーティソフトウェア統合、またはマーケティングプラット

フォームのためのものである場合、お客様はアドビのお客様に以下の機能を提供する目的のためにのみ、Adobe Stock SDK および API を使用することができます。(A) お客様が最初に該当するお客様のアカウントにアクセスするための明示的な許可をアドビのお客様から取得した場合、お客様のデベロッパーソフトウェアを介して該当する Adobe Stock の顧客アカウントにログインすること、および (B) お客様のデベロッパーソフトウェアを介して Adobe Stock にログインしているお客様が、当社とのお客様の契約に基づいて Adobe Stock 作品を検索してライセンスを取得することを可能にすること。

17.3 アフィリエイトパートナー お客様のデベロッパーソフトウェアが Adobe Stock アフィリエイトパートナー向けの場合、お客様は Adobe Stock アフィリエイトパートナーとアドビとの別途の書面による契約に基づき、Adobe Stock の宣伝のためにのみ Adobe Stock SDK や API および Adobe Stock 作品を使用することができます。

17.4 Adobe Stock 作品の使用

(A) Adobe Stock 作品を使用するには、別途アドビとの契約が必要です。当社がお客様に Adobe Stock 作品へのアクセスを許可した場合、お客様は、Adobe Stock アフィリエイトパートナー、Asset 管理サービス、マーケティングプラットフォーム、オンデマンド印刷、およびサードパーティソフトウェア統合を目的としたデベロッパーソフトウェアの開発と導入のためにのみ、Adobe Stock 作品を使用することができます。Adobe Stock 作品は、本条件によって許可されている範囲を超えて複製、配布、変更または表示することはできません。お客様が、Adobe Stock によってエンドユーザーにライセンス許諾しない限り、デベロッパーソフトウェアから Adobe Stock 作品を独立したファイルとしてダウンロードすることを許可できません。お客様のデベロッパーソフトウェアが、Asset 管理サービス、マーケティングプラットフォーム、オンデマンド印刷、サードパーティソフトウェア統合を目的とするものである場合、ライセンスされていない Adobe Stock 作品の透かし入りバージョンまたはサムネイルバージョンを表示することを第三者に許可することができます。

(B) お客様は、デベロッパーソフトウェアに表示されているそれぞれの Adobe Stock 作品の上または横に、コントリビューターの名前を「コントリビューター名 / Adobe Stock」の形式で確実に表示する必要があります。

(C) お客様は、Adobe Stock 作品に関して、知的財産権をはじめとする個人や団体の権利を侵害する行為を行ってはなりません。これには例えば、Adobe Stock 作品の原作者の著作権者人格権や、Adobe Stock 作品に登場する個人の権利、Adobe Stock 作品に登場する物品の所有者の権利などが含まれます。

(D) お客様は、Adobe Stock 作品を使用する商標、デザインマーク、商標名、ロゴ、もしくはサービスマーク（その全部または一部）の登録もしくは登録申請を試みてはならず、または第三者による Adobe Stock 作品の使用を阻止するために所有権を申立ててはなりません。

(E) お客様は、わいせつ、中傷的、その他の違法な方法で Adobe Stock 作品を使用できません。

(F) お客様は、Adobe Stock 作品の性質から考えて、合理的な人間であれば不快、不道徳、または物議をかもすと判断するようなテーマと関連付けてモデルや対象物を描写する方法で Adobe Stock 作品を使用することはできません。

(G) お客様は、Adobe Stock 作品に関する所有権通知を削除、不明瞭化、または変更できません。またお客様または他の第三者が、Adobe Stock 作品の作成者や著作権者であるかのような明示/黙示の虚偽表示はできません。

(H) Adobe Stock Works のダウンロードデータ（ダウンロード数など）やアップロード日をお客様の web サイトユーザーに表示または開示できません。

17.5 エディトリアル Adobe Stock 作品 エディトリアルとして分類される Adobe Stock 作品の取り扱い、以下の基準に従うものとします。（A）お客様のデベロッパーソフトウェアが、Adobe Stock アフィリエイトパートナー、マーケティングプラットフォーム、オンデマンド印刷、またはサードパーティソフトウェア統合向けであって、アドビからの明示的な書面許可がない場合、お客様はファイル名またはメタデータに「エディトリアル」という語を含む Adobe Stock 作品にアクセスし、これを使用、または表示することはできません。（B）お客様のデベロッパーソフトウェアが、アセット管理サービスまたは承認されたサードパーティソフトウェア統合の場合、ファイル名またはメタデータに「エディトリアル」を含む Adobe Stock 作品の横に、「エディトリアル使用限定」と目立つように表示する必要があります。

17.6 クレジットと免責事項 お客様のデベロッパーソフトウェアには、「Powered by Adobe Stock」という形式で、<https://stock.adobe.com/jp>（または後継 URL）にハイパーリンクした Adobe Stock の帰属表示をはっきりと目立つように、かつデベロッパーソフトウェアのエンドユーザーが視認できるように表示する必要があります。また、デベロッパーソフトウェアに、次の免責事項を記載する必要があります。

「本製品は Adobe Stock [SDK や API] を使用していますが、アドビが認定、保証、または後援するものではありません。[お客様名]とアドビは提携関係がなく、または関連会社でもありません。」

17.7 輸出入および広告 お客様は、第 6.5 条（貿易管理）に定める義務に加え、お客様による Adobe Stock 作品の表示について、該当する輸出入や広告に関する規則や規制のすべてを遵守する必要があります。

17.8 **キャッシュへの保存** お客様は、Adobe Stock SDK または API を介して取得した Adobe Stock 作品またはその他のデータを、合理的な期間およびデベロッパーソフトウェアの操作に必要な時間を超えてキャッシュまたは保存してはなりません。お客様は、Adobe Stock 作品のコレクション、および Adobe Stock SDK または API を介して取得したその他のデータを 1 日に 1 回以上リフレッシュする必要があります。当社は、お客様が Adobe Stock 作品のコレクションを更新しなかったことに起因する申立てについて一切責任を負いません。

17.9 **機械学習と人工知能** お客様は、(a) 機械学習または人工知能のトレーニング目的、または (b) 自然人を識別するために設計または意図された技術のために、Adobe Stock SDK や API、または Adobe Stock 作品、または Adobe Stock 作品に関連付けられたタイトル、キャプション情報、キーワード、その他のメタデータを使用することはできません。

17.10 **Adobe Stock 作品に対する本条件終了の効果** 本第 14.3 条（本条件終了の効果）を制限することなく、お客様は、本条件の終了時（またはアドビから要求があった時点）のいずれか早い時点で、すべてのバージョンのあらゆる Adobe Stock 作品について、直ちに使用を取り止め、アドビから別途ライセンスを付与されていないデベロッパーソフトウェアからこれを削除する必要があります。当社は、ローカルに保存された Adobe Stock 作品の使用に起因する申立てに対して責任を負いません。

17.11 **留保** 当社は、いつでも、Adobe Stock SDK や API を変更でき、Adobe Stock 作品のライセンスやダウンロードを取り止めることができます。

18. Adobe Typekit API に関する追加条件

18.1 **web プロジェクト（公開された web サイトに読み込む場合）** お客様は、公開された web サイトに Adobe Fonts を読み込むためには、web プロジェクトを使用する必要があります（Web Font Preview API や Web Open Font Format（WOFF）は使用できません）。「web プロジェクト」とは、Adobe Fonts を介して作成するソフトウェアパッケージを意味します。これには、優先設定、フォントの選択、フォーマット、スタイルシート、その他のソフトウェアコード、および各フォントをラップして識別するコードが含まれます。

18.2 **web オーサリング** Adobe Fonts は、HTML として発行され、web プロジェクトを含むコンテンツの web オーサリングにのみ使用できます。Adobe Fonts が提供する web フォントを PDF やその他のグラフィック形式などの他の形式に変換したり、ラスターライズしたりすることはできません。

19. Adobe Exchange の追加条件

19.1 **料金と収益分配** Adobe Exchange を通じて申請、配布されたデベロッパーソフトウェアについては、本条件および <https://partners.adobe.com/exchangeprogram/creativecloud/support/ae-payment-policy.html>（または後継の URL）に現在掲載されている支払いポリシー（以下、総称して「**Adobe Exchange 支払いポリシー**」という）に従って、販売額からキャンセル料、返品額、返金額を差し引いた金額をお客様にお支払いします。

19.2 **お客様のデベロッパーソフトウェアの申請** Adobe Exchange を通じて申請するデベロッパーソフトウェアのバージョンは、現在の申請ガイドラインに準拠しており、お客様独自の品質保証テストを実施している必要があります。第 5.1 条（アドビによる承認）の承認要件は、お客様のデベロッパーソフトウェアに適用され、当社は独自の裁量でお客様のデベロッパーソフトウェアについて承認または却下ができます。アドビが理由の如何を問わず、お客様に一切の法的責任を負うことなく、Adobe Exchange からデベロッパーソフトウェアを削除できます。

20. Document Cloud に関する追加条件

20.1 **Document Cloud に関するアドビ基本利用条件** 以下の条件は、PDF Embed API、PDF Services API、Adobe Acrobat Sign API、および Acrobat SDK（以下、総称して「Document Cloud SDK または API」という）にのみ適用されます。

(A) **利用の制限** 当社は、Document Cloud SDK または API のアクセスと使用に関する使用制限を設定および実施します。お客様は、Adobe I/O web サイトの <https://www.adobe.io> に記載されている制限に同意し、その回避を試みないことに同意するものとします。お客様がこれらの制限を超えて Document Cloud SDK または API を使用する場合は、当社の明示的な同意を得る必要があります。この場合、当社にかかる要求を拒否するか、またはその使用に対して提示する追加の条件や料金（もしくはその両方）にお客様が同意することを条件として受諾することができます。このような要求をおこなうには、Adobe Document Services マーケティングセールスグループ、または Acrobat Sign マーケティングセールスグループにお問い合わせください。

(B) **コンテンツと使用状況の追跡** お客様は、当社が、Document Cloud SDK または API のお客様のコンテンツおよび使用状況に関する情報（個人情報を含む）を収集し、当該情報を使用して、セキュリティの維持、パフォーマンスの監視、および提供する Document Cloud SDK または API のその他の品質改善を実施できることを了承し、これに同意するものとします。

(C) **エンドユーザー使用許諾契約またはサービス条件** 他のアドビソフトウェアまたはアドビサービスの使用は、本条件に関連して当該他のアドビソフトウェアまたはアドビサービスがお客様に提供され

ている場合でも、当該アドビソフトウェアまたはアドビサービスに適用されるエンドユーザーライセンス契約またはサービス条件に従うものとします。

20.2 **PDF Embed API** 次の条件は、PDF Embed API にのみ適用されます。

(A) **承認プロセス** お客様は、第 5.1 条（アドビの承認）で定める承認プロセスを経ることなく、デベロッパーソフトウェアについて自由に商用利用できます。上記の定めにもかかわらず、お客様は、当社から要請があれば、デベロッパーソフトウェアをレビュー用に提供し、当社のレビューに協力するものとします。

(B) **PDF Embed API の使用状況のトラッキング** 当社は、PDF Embed API の全体的な使用状況（PDF Embed API からの API でどの機能を使用しているかなど）を追跡する場合があります。お客様が Adobe Analytics のサブスクリイバーでもある場合、当社による他の使用状況データの追跡は、Adobe Analytics に適用される契約に準拠します。

(C) **帰属表示** お客様のデベロッパーソフトウェアには、「Powered by Adobe Document Cloud」という形式で、<http://acrobat.adobe.com> にハイパーリンクした Adobe Document Cloud の帰属表示をはっきりと目立つように、かつデベロッパーソフトウェアのエンドユーザーが視認できるように表示する必要があります。

20.3 **PDF Services API** 次の条件は、PDF Services API にのみ適用されます。

(A) **承認プロセス** お客様が Free Tier の割り当て量と使用制限（www.adobe.com/go/dcsdk_doc_services_meter（または後継 URL）に掲載）を遵守している限り、お客様は、第 5.1 条（アドビによる承認）に定められている承認プロセスを経る必要なく、社内業務目的に限り、デベロッパーソフトウェアについて自由に商用利用できます。PDF Services API の API と相互運用するように設計されたデベロッパーソフトウェアについて、(1) より多い割り当て量で、または (2) Free Tier の所定使用制限を超える方法で、お客様が販売、配布、提供、その他の方法での商用利用を行おうとしている場合は、当社は、お客様のソフトウェアについて承認を要件とします。この承認要件は、別途の書面契約を通じて当社から製品ライセンスを取得した場合に満たされることがあります。本条における別段の定めにもかかわらず、当社は、当社から要請した場合にデベロッパーソフトウェアをレビュー用に提供することをお客様に要求することがあるので、お客様は当社のレビューに協力することを認め、これに同意するものとします。

(B) **帰属表示** お客様のデベロッパーソフトウェアには、「Powered by Adobe Document Cloud」という形式で、<http://acrobat.adobe.com> にハイパーリンクした Adobe Document Cloud の帰属表示をはっきりと目

立つように、かつデベロッパーソフトウェアのエンドユーザーが視認できるように表示する必要があります。

20.4 **Adobe Acrobat Sign API** 次の条件は、Acrobat Sign API にのみ適用されます。

- (A) **署名** お客様は、当社からの書面による事前の承認なしに、第三者が、デジタル署名検証機能またはアドビの電子サインサービス機能を変更、置き換え、または検証を行えるようにしてはなりません。
- (B) お客様のデベロッパーソフトウェアに Bulk Sign 機能の使用を統合することはできません。
- (C) お客様は、Acrobat Sign API と相互運用するように設計されたデベロッパーソフトウェアの販売、配布、または提供を希望する場合、当社と別途書面による契約を締結する必要があります。
- (D) **帰属表示** お客様のデベロッパーソフトウェアには、Acrobat Sign API への帰属を「Powered by Adobe Acrobat Sign」という形式ではっきりと目立つように表示するとともに、<https://www.adobe.com/jp/sign.html> にハイパーリンクし、デベロッパーソフトウェアのエンドユーザーが視認できるように表示する必要があります。

20.5 **Acrobat SDK** 次の条件は、Acrobat SDK にのみ適用されます。

- (A) 次の条件に該当するプログラム、ソフトウェア、またはサービスを作成、開発、または使用するために Acrobat SDK を使用してはなりません。
 - (1) Adobe Reader 製品との通信、または PDF ドキュメントの変更または保存が可能である場合（当該ドキュメントへの変更を別のファイルに保存できる場合を含む）。
 - (2) ヘッダーファイル情報を公開する場合。
 - (3) Adobe Reader 製品のプラグインとして機能する場合（明示的にライセンス許諾されている場合を除く）。
 - (4) PDF ドキュメントが持つ許可または権利を変更する場合。これには例えば、PDF ドキュメントのパスワードを正規に入手せずに暗号化された PDF ドキュメントを開くなど、PDF ドキュメントに指定されたアクセス権の侵害が含まれますがこれに限定されません。
 - (5) アドビからの書面による承認なしに Adobe Acrobat ソフトウェアの機能を変更する場合。これには例えば、電子サイン検証機能の変更が含まれますが、これに限定されません。
 - (6) Adobe Acrobat 製品のサーバー上での実行を可能にする場合。

21. 使用許諾フォントに関する追加条件

21.1 定義

(A) 「**組み込む**」または「**組み込み**」とは、デベロッパーソフトウェアで使用許諾フォントが意図通りにエンドユーザーに表示されることのみを目的として、使用許諾フォントがデベロッパーソフトウェアに安全に統合されることを意味します。

(B) 「**使用許諾フォント**」とは、デベロッパーソフトウェアでユーザーインターフェイスを設計、開発、配布するための目的で当社が許諾する各フォント（Adobe Clean、Adobe Clean UX、Adobe Clean Variable、Adobe Clean UX Variable、および Adobe Clean Han を含む）を意味します。

21.2 **限定ライセンス** 本条件の規定に従い、当社は次の目的においてのみ非独占的、世界的、譲渡不能、限定ライセンスをお客様に付与します。（A）他のソフトウェアを使用せず、無変更の使用許諾フォントを使用してデベロッパーソフトウェアを設計および開発するため、（B）デベロッパーソフトウェアに無変更の使用許諾フォントを組み込むため、ならびに（C）デベロッパーソフトウェアに組み込んだ形で使用許諾フォントを一般に配布および公開し、デベロッパーソフトウェアのユーザーインターフェイスで、意図したとおりに使用許諾フォントをエンドユーザーに表示するため。

21.3 **要件** 当社が Web Open Font Format（以下「WOFF」という）で使用許諾フォントを提供する場合、使用許諾フォントの OpenType フォント形式（以下「OTF」という）ではなく、使用許諾フォントの WOFF バージョンをデベロッパーソフトウェアの web ベースバージョンで使用する必要があります。

21.4 制限および義務

(A) 本条件で明示的に許可されていない方法で、使用許諾フォントを使用することは禁止されています。

(B) お客様のデベロッパーソフトウェアに使用許諾フォントを書き出しできる機能を含むことはできません。使用許諾フォントの一部をスタンドアロンベースで配布したり、他人が使用許諾フォントを使用できる方法で配布したりすることはできません。

(C) 使用許諾フォントの一部を変更、改ざん、移植、翻訳、変換、修正、作成し、またはその二次的著作物を作成および作成依頼する機能もしくは他の方法を付随することはできません。

(D) お客様は、本条件で付与されたライセンスを譲渡、貸借、賃貸、貸与、取引、サブライセンスし、または他の方法で移転することはできません。

(E) 使用許諾フォントへのアクセスを共有したり、使用許諾フォントを複数のコンピューターで同時に使用できるサーバーで使用許諾フォントを使用可能にしたりすることはできません。

(F) フォントまたは植字システムとして使用するために、使用許諾フォント全体または一部をレンダリング、作成またはキャプチャして使用することはできません。

(G) 適用法によって以下の制限が禁止されている場合を除き、使用許諾フォントのソースコード解読を試みるために分解、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、その他の方法を実行することはできません。また、使用許諾フォントのソフトウェア保護メカニズムを無効化、バイパス、他の方法によって回避することもできません。お客様は、使用許諾フォントの構成要素をバンドル解除または再パッケージ化して、配布、譲渡または再販することはできません。

(H) 使用許諾フォントには、特許、著作権、商標表示等の所有権通知が含まれる場合があります。使用許諾フォント内または自体に表示される上述の所有権通知すべては、提供される形のまま正確に（削除または変更なく）維持する必要があります。

21.5 **使用許諾フォントへの継続的アクセス** 使用許諾フォントに継続的にアクセスするには、使用許諾フォントを使用するため、または使用許諾フォントへのアクセスを許可、更新、検証するためにインターネット接続が必要となる場合があります。

22. Substance SDK 限定の追加条件

22.1 第 4.1 条 (A) (2) (お客様へのライセンス) の定めにかかわらず、Substance SDK の配布についてのお客様の権利は、Substance Engine の配布に限定されます。「**Substance Engine**」とは、Substance SDK の「bin」 folder に含まれるダイナミックライブラリを意味します。

23. Adobe Express Add-on Marketplace のデベロッパーモードに関する追加条件

23.1 **サードパーティ決済処理機関** お客様は、Adobe Express Add-on Marketplace を通じて配布されるデベロッパーソフトウェアの購入を円滑に行うために、サードパーティ決済処理機関を使用することができます。このサードパーティ決済処理機関者によって円滑化される開発ソフトウェアの購入は、Adobe Express の外部で行う必要があります。さらに、お客様は、上記に伴う支払い取引に関連して生じた紛争について、当社が責任を負わないことを認め、これに同意するものとします。

24. Express Embed SDK の追加条件

24.1 お客様は、Express Embed SDK を一般に公開する前に、統合案を提出して承認を求め、および <https://www.adobe.com/go/embed-sdk-review> (または後継 URL) にあるガイドラインに従うことに同意します。該当する場合、アドビは、Adobe Express を利用したエクスペリエンスについて承認がなされていないことをエンドユーザーに通知する権利を留保します。